

原子力災害対策本部

今、この瞬間も

原子力緊急事態 中です。

2011年3月11日16時36分に

「原子力緊急事態宣言」が発令され、解除されていません。

原子力災害特別措置法第16条によれば

内閣総理大臣は、**原子力緊急事態宣言をしたときは**、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）を推進するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に**原子力災害対策本部を設置**するものとする。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>

これに基づき原子力災害対策本部が設置されています。

さて、この対策本部の仕事は何か？

原子力災害特別措置法第18条によると

原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための**方針の作成**に関すること。
- 二 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する**緊急事態応急対策の総合調整**に関すること。
- 三 原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する**原子力災害事後対策の総合調整**に関すること。
- 四 この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>

要するに各部署の調整役なのかな？と思われます。

さぞかし頻繁に会議もおこなわれていることでしょう、と、

会議の実施日を調べたのが次のページ。。。野田内閣以降回数は激減し、安倍内閣に至っては実際に会議を開いたのが3回。

9月3日を最後に全く開かれていません。

「原子力緊急事態」という状況が継続しているにも関わらず、みなさん、それを忘れていてるのでは？

だからこそ「原子力緊急事態」にも関わらず

再稼働への決意も新たに、

海外には原発を売り込み、

国内では原発を「重要なベース電源」とまで言ってしまう

こんな感覚に違和感すら抱かないのではないのでしょうか。。

原子力災害対策本部会議の実施日とその会議時間

会議時間が長けりゃいいって訳ではありませんが、参考までに記載。
 ちなみに「持ち回り」とは実際に会議を開くのではなく、
 書類をまわして承認するようなイメージだと思います。

首相官邸HP 原子力災害対策本部
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/>
 の議事要旨より実施日およびその実施時間を取得

